

# 栄町地域防災計画

## 共通編

### 【第3章 災害復旧・復興計画】



## 目 次

第3章 災害復旧・復興計画 .....	共通-141
第1節 生活安定のための緊急措置 .....	共通-141
1 被災者台帳等の活用【総務部、民生部】 .....	共通-141
2 被災者の生活確保【総務部、民生部】 .....	共通-142
3 地域経済への支援【経済建設部】 .....	共通-147
第2節 生活関連施設の復旧計画 .....	共通-148
1 災害復旧事業【関係各部】 .....	共通-148
2 国の財政援助等【関係各部】 .....	共通-148
3 生活関連施設等の復旧計画【関係各部】 .....	共通-150
第3節 災害復興計画 .....	共通-154
1 想定される復興準備計画【全部署】 .....	共通-154
2 復興対策の研究、検討【全部署】 .....	共通-155



# 第3章 災害復旧・復興計画

## 第1節 生活安定のための緊急措置

災害により被害を受けた町民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、町民の自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

項目	担当
1 被災者台帳等の活用	総務部、民生部
2 被災者の生活確保	総務部、民生部
3 地域経済への支援	経済建設部

### 1 被災者に関する支援の情報の提供【全庁】

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅延なく被災者にり災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 2 被災者台帳等の活用【総務部、民生部】

#### (1) り災証明書の発行

ア り災証明書の発行事務は民生部が担当する。

#### イ 発行の手続き

情報・管理部及び福祉・医療部は、本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」（資料編 125 頁参照）発行申請に対してこの「被災者台帳」により確認の上、発行する。

なお、「被災者台帳」により確認できない場合でも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる時は「り災証明書」を発行する。

#### ウ 証明の範囲

「り災証明書」の発行は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害で、次の事項について証明する。

##### ① 住家

- A) 全壊（全焼）
- B) 流失
- C) 半壊（半焼）
- D) 床上浸水

E) 床下浸水

② 人

- A) 死亡
- B) 行方不明
- C) 負傷

エ その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(2) 被災者台帳

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者にり災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるよう周知に努める。

### 3 被災者の生活確保【総務部、民生部】

---

(1) 雇用の維持に向けた事業主への支援

ア 雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防に向けた事業主への支援援助を図る。

イ 雇用調整助成金等の特例的な運用について県へ要請を行う。（最終的には厚生労働省と県との調整が必要）

ウ 町税の減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は栄町税条例により、申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に応じた適時・適切な措置を講じる。

なお、県税についても同様に取り扱われる。

(2) 災害援護資金

風水害の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付を行う。

ア 実施主体

千葉県市町村総合事務組合

イ 対象災害

自然災害であって、県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。

ウ 貸付限度額等

貸付対象となる被害、貸付対象者、貸付限度額等については資料編に示す。「資料編143頁参照」

(3) 生活福祉資金

貸付対象、貸付金額、償還方法等については資料編に示す。「資料編144頁参照」

(4) 生活相談

機関名	相談の取扱い
町	町においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療・土木・都市・農林・水産・商工、教育等の個別相談窓口を設置する。</li> <li>2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業及びヘルプサービスの実施 (2) 被災児童及び親への相談事業の実施</li> <li>3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。</li> <li>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。</li> </ol>
県警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</li> <li>2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡してその活動を促す。</li> </ol>

(5) その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便(株)	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を迅速かつ確に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便関係 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。</li> </ol> </li> <li>2 災害時における窓口業務の維持</li> <li>3 (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱</li> </ol>

機関名	生活確保の取扱い
労働局	1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。 2 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
NHK	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。



(6) 義援金品の配付

ア 義援金品の受付

機 関 名	計 画 内 容
町	町に寄託された義援金品は、情報・管理部において受付及び保管する。
県	県に寄託された義援金品及び知事あての見舞金は、総務部において受付、出納局において保管する。
日 赤 千葉県支部	日赤に寄託された義援金品は、日赤千葉県支部及び市町村（地区・分区）において受付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受け付けが困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

イ 義援金品の配分及び輸送

機 関 名	計 画 内 容
町	町は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
県	1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。 2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して、市町村に引渡す。
日 赤 千葉県支部	1 日赤に寄託された義援金品の市町村に対する配分については、県災害対策本部と協議のうえ決定する 2 義援品は、市町村が指定する場所まで県の協力を得て輸送し、市町村に引き渡す。

ウ 義援品の保管場所

機 関 名	計 画 内 容
町	義援品を配分するまでの一時保管場所として、ふれあいプラザさかえ、栄町役場庁舎の会議室等を使用する。
県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。
日 赤 千葉県支部	義援品を配分するまでの一時保管場所として、日赤千葉県支部の倉庫を充てるが、状況によっては、県に集積可能な場所の確保を要請する。

(7) 被災者生活再建支援金の支給

ア 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

イ 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法（昭和22年法律第118号）施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ 上記①又は②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の

住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

- ⑤ 上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ⑥ 上記③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

#### ウ 支給対象世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

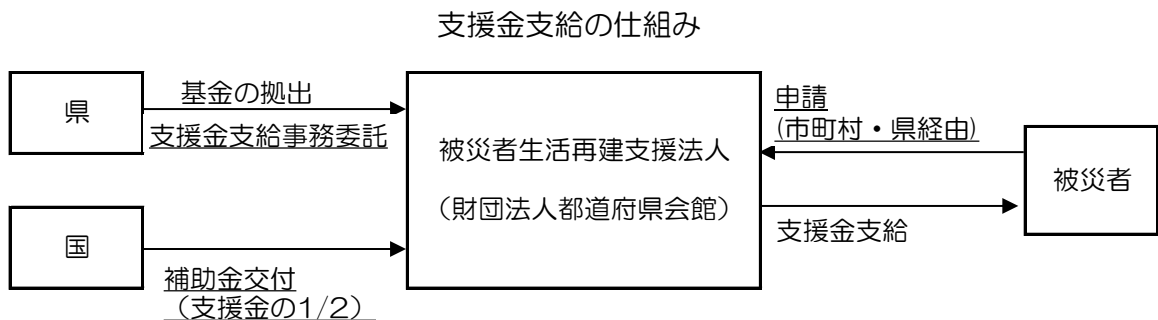
#### エ 支給対象となる経費

- ① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
  - ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
  - ③ 住居の移転費又は移転のための交通費
  - ④ 住宅を賃借する場合の礼金
  - ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費
  - ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
  - ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
  - ⑧ ローン保証料、その他住宅の建替え等に係る諸経費
- 支給経費の限度額等については資料編に示す。 「資料編 143 頁参照」

#### オ 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）



#### 4 地域経済への支援【経済建設部】

---

(1) 県の中小企業への融資

災害の度合いに応じて、市町村認定枠、一般枠、高度化融資（災害復旧貸付）があり、融資対象、融資限度額等については資料編に示す。

「資料編 146 頁参照」

(2) 農業者への融資（県農林水産部）

災害の度合いに応じて、天災資金、県単農業災害資金等に分かれており、貸付対象、貸付限度額等については資料編に示す。

「資料編 147～149 頁参照」

## 第2節 生活関連施設の復旧計画

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

項目	担当
1 災害復旧事業	関係各部
2 国の財政援助等	関係各部
3 生活関連施設等の復旧計画	関係各部

### 1 災害復旧事業【関係各部】

町は、災害の再発生を防止するため、単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

町が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

### 2 国の財政援助等【関係各部】

財政の援助及び助成は、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

#### (1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次の表のとおりである。

復旧事業の概要

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業

法律	補助を受ける事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法、等	土砂災害防止対策

## (2) 激甚災害に係る財政援助措置

### ア 趣旨

県及び町は激甚災害が発生した場合は、災害状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### イ 激甚災害に関する調査

#### ① 町

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

#### ② 県

- A) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる。
- B) 上記の各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法（昭和 37 年法律第 150 号）に定める必要な事項を速やかに調査し、総務部に提出する。
- C) 総務部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議する。
- D) 関係部局は、激甚法（昭和 37 年法律第 150 号）に定められた事業を実施する。

### ウ 特別財政援助額の交付手続き等

#### ① 町

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、各部局に提出しなければならない。

#### ② 県

激甚災害の指定を受けた時は、事業の種別毎に激甚法（昭和 37 年法律第 150 号）及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施する。

### 3 生活関連施設等の復旧計画【関係各部】

#### (1) 趣旨

水道・電気・ガス・通信等の施設、農業用施設及び道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧により、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

#### (2) 水道施設

長門川水道企業団は、応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

#### ア 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ① 施設の耐震化を図る。
- ② 管路は多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。
- ③ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

#### イ 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ① 漏水調査を実施する。
- ② 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。  
この場合は次の点に留意する。
  - A) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
  - B) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、町民への広報、保安対策に万全を期する。

#### (3) 下水道施設

災害の本復旧については町が、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

#### (4) 電気施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、広範囲の長時間停電が発生、又は発生の恐れがある場合には、町と締結している「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、早期の停電復旧に努める。

ア 大規模停電等の場合は、速やかに町へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供するとともに、早期の停電復旧に努める。

イ 復旧の進捗状況について、適時町へ情報を提供する。

ウ 電力復旧計画の策定にあたっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、千葉県及び町と連携の上、調整を図る。

## (5) ガス施設

東京ガス株式会社、東日本ガス株式会社、日本瓦斯株式会社、堀川産業株式会社及び東京ガスエネルギー株式会社の供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、被害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

### ア 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ① ガス製造設備
- ② 供給設備
- ③ 通信設備
- ④ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

### イ 復旧措置に関する広報

#### ① 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

#### ② 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時的もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

#### ③ 高・中圧導管の復旧作業

- A) 区間遮断
- B) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- C) 漏えい箇所の修理

#### ④ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- A) 閉栓確認作業
- B) 被災地域の復旧ブロック化
- C) 復旧ブロック内巡回点検作業
- D) 復旧ブロック内の漏えい検査
- E) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- F) 本支管混入空気除去
- G) 内管検査及び内管の修理

- H) 点火・燃焼試験
- I) 開栓

ウ 再供給時事故防止措置

① 製造施設

ガスの製造、供給を一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

② 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検を行う。

③ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(6) 通信施設

ア 東日本電信電話株式会社における復旧順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。電気通信サービスとは、電話サービス、統合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等である。

(7) 農業施設

ア 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

① 用水施設

- A) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重要な影響を与えるもの。
- B) 用水路護岸の破損で、決壊の恐れのあるもの。



② ため池

- A) 堤体の決壊又はその恐れがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- B) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

③ 道路施設

- A) 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

④ 排水施設

- A) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- B) 護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- C) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(8) 公共土木施設

ア 道路等の公共土木施設については、被災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

① 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

イ 河川管理施設

河川施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じる恐れがあるもの。

## 第3節 災害復興計画

国、県、市町村等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、地域住民・企業・団体等の相互の連携が重要である。

平成23年に発生した東日本大震災等の大規模災害によって甚大な被害を受けた場合、原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを目指すこととし、町は、この考えに基づき、今後起こりうる大規模災害が発生した場合の復興を平常時から目指す。

項目	担当
1 想定される復興準備計画	全部署
2 復興対策の研究、検討	全部署

### 1 想定される復興準備計画【全部署】

以下の復興計画を実効ある内容と町民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受ける等、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

#### (1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### (2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

#### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者の住宅再建を支援することを中心に、

民間住居の斡旋・補助、公的住宅の建設等多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

#### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の重要な産業である観光、農業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。

## 2 復興対策の研究、検討【全部署】

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておく。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

#### (1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

#### (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

#### (3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実

#### (4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
  - ア 商工業の再生及び成長支援
  - イ 観光業の再生
  - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
  
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
  - ア 安全なまちづくりの推進
  - イ 公共土木施設の防災機能の強化
  - ウ 交通ネットワークの機能強化
  - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化